

〔備考〕

- 1 ○印は必修科目を示す。
- 2 ★印は学期変更の授業科目を示す。

〔履修要件〕

- 1 同一授業科目を重複して履修することはできない。
- 2 一年間の履修単位数は各年次48単位（半期24単位）を上限とする（通年科目を履修した場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する）。ただし、キャリア形成科目はこの上限に算入しない。また、2年次及び4年次に限り特別の事情のある者は、学部長に申請することにより、進級・卒業要件単位数の不足分を上限として、超過履修を許可される場合がある。なお、卒業要件単位数に算入されない資格教育課程に関する科目の単位数はこの枠外とする。
- 3 地域言語の「日本語」は外国人留学生（外国高等学校在学経験者（帰国生徒等）含む）を対象とした授業科目であり、履修には資格認定を必要とする。
- 4 専攻科目のうち演習科目については、原則として他学部・他学科の学生は履修することができない。ただし、スペイン語学科「英語コミュニケーション特修副専攻」の学生は、専門基幹科目の必修英語科目群、および専門展開科目の選択必修英語科目群を履修することができる。
- 5 他学部・他学科の学生で日本語教員養成課程未登録者は、原則として日本語教育研究科目群を履修することができない。

〔進級要件〕

（2年次から3年次）

- 1 2年次終了までに、次の単位を含めて学則所定の「卒業要件単位数」のうち、60単位以上修得しなければならない。
 - (1) 「FYS (First Year Seminar)」2単位。
 - (2) 「国際文化交流基礎演習」2単位。
 - (3) 外国語科目（英語）10単位以上。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位数に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。ただし、2012年度以前の入学者については、各セメスターの履修制限単位数には含めない。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔卒業要件〕

- 1 4年以上在学し、学則所定の次表の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。

授業科目 入学年度	共通科目							専攻科目						合計		
	F Y S	外国語科目 (英語)	教養系科目				共通科目合計	専門基幹科目		専門展開科目					関連科目	専攻科目合計
			キャリア形成科目	人文の分野	社会の分野	自然の分野		健康科学の分野	必修	必修(英語)	選択必修(英語)	選択必修(地域言語)	選択必修(日本文化研究)			
2010から 2013年度入学	2	14	-	4	4	4	38	14	4	10	8	14	14	20	90	128
				10								6				

- 2 共通科目「FYS」2単位を修得すること。
- 3 外国語科目は英語を14単位以上修得すること。
- 4 教養系科目については、次の単位を含めて22単位以上修得すること。ただし、キャリア形成科目は、卒業要件単位数に算入しない。
 - (1) 人文の分野を4単位以上。
 - (2) 社会の分野を4単位以上。
 - (3) 自然の分野を4単位以上。
- 5 専門基幹科目18単位を修得すること。
- 6 専門展開科目から次の単位を含めて52単位以上修得すること。
 - (1) 選択必修科目の英語科目群から10単位以上。
 - (2) 選択必修科目の地域言語科目群から、同一言語8単位。
 - (3) 選択必修科目の日本文化研究科目群、国際文化交流研究科目群それぞれ14単位以上、計34単位以上。
- 7 関連科目から20単位以上修得すること。
関連科目の単位として算入できるものは次のとおりとする。
 - (1) 教養系科目の「卒業要件単位数」を超える単位。(上限6単位)
 - (2) 外国語科目中・上級の単位。(上限6単位)
 - (3) 教職課程登録者が修得した「教職に関する科目」の単位。(上限6単位)
 - (4) 他学部他学科開講の専攻科目の単位。ただし、他学部・他学科が受講を認めない科目については履修することができない。

—— 教育課程における標準年次の区切線について ——

- ① 標準年次が実線（——）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。
- ② 標準年次が破線（……）で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、〔履修要件〕等にしたがって履修できない授業科目もありえますので注意してください。